



鳥取県公報

平成15年12月9日(火)
第7543号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による医療機関の指定(734)(福祉保健課).....	1
	生活保護法による診療所の廃止の届出(735)(＼).....	1
	応急入院指定病院の指定(736)(障害福祉課).....	2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出(737)(経済交流課).....	2
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令(738)(森林保全課).....	3
	公共測量の実施(739)(管理課).....	4
調達公告	公共測量の終了(740)(＼).....	4
	公募型指名競争入札の実施(管理課).....	5
	公募型プロポーザル方式による業務委託の受託者の選定(道路課).....	8

告 示

鳥取県告示第734号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年12月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あしはら小児科	鳥取市叶283 - 2	平成15年11月7日
医療法人岸本歯科医院	八頭郡郡家町大字福本2 - 11	平成15年9月1日
かも調剤薬局	米子市両三柳1890 - 2	平成15年11月17日

鳥取県告示第735号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年12月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
サンマリタン耳鼻咽喉科医院	米子市久米町332	平成15年8月31日
岸本歯科医院	八頭郡家町大字福本2 - 11	〃

鳥取県告示第736号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項の規定に基づき応急入院指定病院を指定したので、次のとおり告示する。

平成15年12月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定期間
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319 - 1	平成15年12月1日から 平成17年3月31日まで

鳥取県告示第737号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成15年12月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エキサイティングタウン丸合東伯店

東伯郡東伯町大字逢東1273ほか

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前 閉店時刻 午後9時

変更後 閉店時刻 午後10時

3 変更年月日

平成15年11月30日

4 届出年月日

平成15年11月19日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

日本海リース株式会社 鳥取市青葉町一丁目111 代表取締役 吉岡利固
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社三幸 米子市東福原六丁目12 - 40 代表取締役 梅林哲朗
有限会社梅林商店 米子市東福原六丁目12 - 40 代表取締役 梅林哲朗

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,453㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 299台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 47台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 面積 70.2㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 52.68㎡

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 3か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時30分から午後7時まで

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成15年12月9日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

倉吉市東巖城町2

鳥取県中部総合事務所県民局

東伯町大字徳万591 - 2

東伯町企画商工課

9 意見書の提出

東伯町の区域内に居住する者、東伯町において事業活動を行う者、東伯町の区域をその地区とする商工会その他の東伯町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第738号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年12月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 区域及び期間

(1) 区域

淀江町の一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成15年12月29日から平成16年3月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、次によること。

ア 枝条は、焼却すること。

イ 破砕後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する西部総合事務所農林局長に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、西部総合事務所農林局及び淀江町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第739号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成15年12月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 作業種類 公共測量（3級水準測量及び4級基準点測量）

2 作業期間 平成15年11月13日から平成16年3月25日まで

3 作業地域 鳥取市秋里から同市栄町まで（一般国道53号）

鳥取県告示第740号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国

地方整備局鳥取河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成15年12月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（1級基準点測量）
- 2 作業地域 岩美郡岩美町大字蒲生から気高郡青谷町大字長和瀬まで（一般国道9号敷付近）
鳥取市内（一般国道29号及び一般国道53号敷付近）
八頭郡若桜町大字落折から同郡郡家町大字堀越まで（一般国道29号敷付近）
八頭郡智頭町大字奥本から同郡河原町大字布袋まで（一般国道53号敷付近）
- 3 終了年月日 平成15年10月31日

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年12月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 一般国道180号防雪工事
- (2) 工事場所 日野郡日野町門谷
- (3) 工事内容
本件工事は、日野郡日野町門谷地内において一般国道180号における防雪工事を行うものである。
- (4) 工事の詳細
ボーリング削孔工（H = 100m 160mm） N = 33箇所
熱交換器設置工 N = 33箇所
小型配管工 一式
- (5) 工 期 平成16年1月から平成16年3月25日まで
- (6) 予定価格 139,013,700円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。
- ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ さく井工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、さく井工事に係るものを有すること。
- エ 平成15年12月9日（火）から同月19日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- オ 平成15年4月1日（火）から同年12月19日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- カ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

- ア 平成6年度以降に工事が完了し、引渡しの完了している地中の熱源を利用した融雪装置の設置に係る工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績（地熱交換器の設置については下請によらず自社で施工したものに限る。）があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。
- イ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。
- (ア) 平成6年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者又は現場代理人（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有するものであること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として同種工事を施工管理した実績については、代表者の技術者等として施工管理したものに限る。
- (イ) 主任技術者にあつては、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される水道部門に係る第二次試験において選択科目として上水道及び工業用水道を選択して合格した者又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第641号）第44条第1項の規定により実施される1級のさく井に係る技能検定に合格した者若しくは同項の規定により実施される2級のさく井に係る技能検定に合格した後にさく井に係る工事に1年以上携わった経験を有する者（以下「第二次試験合格者等」という。）であること。
- (ウ) 監理技術者にあつては、第二次試験合格者等であり、かつ、さく井工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

- ア 県内に本店を有する者であること。
- イ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。
- (ア) 主任技術者にあつては、(3)のイの(イ)に掲げる基準を満たす者であること。
- (イ) 監理技術者にあつては、(3)のイの(ウ)に掲げる基準を満たす者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成15年12月9日（火）から同月19日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年12月9日（火）から同月19日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(3)のイ及び2の(4)のイに掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、技術士法第6条の規定により実施される水道部門に係る第二次試験において選択科目として上水道及び工業用水道を選択して合格した者又は職業能力開発促進法第44条第1項の規定により実施される1級のさく井に係る技能検定に合格した者を1名専任で配置することを求める。この場合においては、その者が共同企業体のどの構成員に属するかを問わない。

公募型プロポーザル方式により業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成15年12月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業務名 主要地方道鳥取鹿野倉吉線道路改良工事「測量及び詳細設計委託」
- (2) 業務場所 東伯郡三朝町大字三徳
- (3) 業務内容

本件業務は、主要地方道鳥取鹿野倉吉線について、主要な幹線道路としての機能と三徳山の歴史的な景観との調和を図った道路の測量及び詳細設計業務を行うものである。

(4) 業務の詳細

測 量

路線測量	0.78km
用地測量	80,000㎡

詳細設計

道路詳細設計	0.78km
取付道路設計	0.10km
大型ブロック設計	1箇所
補強土設計	2箇所
護岸設計	1箇所

- (5) 履行期間 契約日から平成16年10月20日まで

- (5) 委 託 料 1,500万円程度（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

2 参加資格

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成14年鳥取県告示第648号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）及び平成15年鳥取県告示130号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等についての一部改正について）に基づく入札参加資格のうち、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務に係るものを有すること。
- (3) 平成15年12月9日（火）から同月19日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 平成15年4月1日（火）から同年12月19日（金）までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (5) 平成6年度以降に業務が完了し、成果品を納入している延長が1キロメートル以上の道路の詳細設計業務並びに景観及び自然環境に配慮した設計業務（以下「同種業務」という。）を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (6) 県内に本店を有し、かつ、次に掲げる基準を満たす者であること。
 - ア 測量業務、土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務に従事している常勤の技術部門の要員を合わせて15名以上有すること。
 - イ 測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定により登録を受けている常勤の測量士を3名以上有する

こと。

ウ 技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の者（以下「技術士」という。）又は社団法人建設コンサルタント協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験に合格し、登録を受けている常勤の者（以下「シビルコンサルティングマネージャ」という。）を合わせて2名以上有すること。

(7) 次に掲げるいずれかの基準を満たす者で、本件業務の実施期間中、管理技術者及び照査技術者として配置できる者を有すること。なお、管理技術者と照査技術者とは、同一の者であってはならない。

ア 技術士であること。

イ シビルコンサルティングマネージャ（道路部門又は建設環境部門に係る登録を受けている者に限る。）であること。

3 参加表明書の審査

(1) 企画提案書を提出することができる者（以下「提案者」という。）は、中部総合事務所県土整備局指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）で、参加表明書を提出した者の中から、下記の事項を審査して選定する。

ア 同種業務の実績

イ 本件業務に係る組織体制

ウ 配置予定の技術者の資格、従事している業務、実績等

(2) 次に掲げる者は、提案者として選定しない。

ア 県から受託した測量等業務の処理が遅れている者

イ 経営内容が著しく不健全であると認められる者

ウ 業務の処理体制、方法等について全般的な改善が必要と認められる者

エ 発注者の内部事情に精通したものを有する者その他その者を選定をすると当該選定の公平性に疑義を生じるおそれがあると認められる者

4 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、主要地方道鳥取鹿野倉吉線道路改良工事「測量及び詳細設計委託」企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）で、下記の事項について行う。

(1) 文化財、三徳山の自然環境、景観、生態系、地産地消等への配慮

(2) 設計構造及び安全性

(3) 建設工事費及び管理経費等の経済性

5 最優秀提案者の選定

最優秀提案者の選定は、審査委員会で、下記の事項を総合的に勘案して選定する。

(1) 評価委員会による企画提案書の評価

(2) 業務実績及び業務遂行体制

(3) 配置予定技術者

(4) 実施計画

6 手続等

(1) 担当部局（書類の提出及び問合せ先）

〒680 - 0802 倉吉市東巖城町2

鳥取県中部総合事務所県土整備局計画調査課（鳥取県中部総合事務所2階）

電話 0858 - 23 - 3220又は0858 - 23 - 3221

(2) 本件業務に係る参加表明書及び企画提案書作成要領（以下「企画提案書等作成要領」という。）の交付

ア 交付期間

平成15年12月9日（火）から同月19日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、企画提案書等作成要領に基づき、参加表明書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

提案者に選定された者は、企画提案書等作成要領に基づき、企画提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

提案者として通知された者に、別途通知する。

(5) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、企画提案書等作成要領に基づき、質問書を作成し、持参すること。

イ 問合せ先

(1)に同じ。

ウ 提出期限

(2)のアに同じ。

7 契約の締結

最優秀提案者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、5の選定において、その者に次いで優れていると認められた者と、順次契約の交渉を行う。

8 その他

(1) 契約書の要否

要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

6の(1)に同じ。

(3) 詳細は、企画提案書等作成要領による。